

新型コロナウイルス感染防止に対する公民館事業の対応について

5月19日に対応を変更してから、市内での新たな感染者が確認されていません。このことから、新型コロナウイルス感染防止に対する本市公民館の対応を下記のとおり変更します。

なお、県内での感染症の発生状況は落ち着きを見せておりますが、「誰もが感染するリスク」、「誰もが感染させるリスク」がありますので、今後も引き続き、館内における感染拡大防止策の徹底をお願いします。

記

6月2日（火）より、以下の事項に十分注意することを条件に段階を2とする。

ただし、入退館時の接触を避けるため、使用時間の間隔を十分にとること。

| | |
|---------|--|
| 段階 2 | <ul style="list-style-type: none">・貸館 … 9時～17時（平日のみ20時まで）・自主G … 9時～17時（平日のみ20時まで）・事業 … 室内の場合は原則1時間・複数団体の同一時間帯での使用を認める |
|---------|--|

- (1) 使用後はテーブルや椅子等の消毒を確実にし、会食等は絶対に行わないこと。
- (2) 使用時間は、原則1時間以内とし、それを超える場合には十分な換気をさせること。
(部屋の連続使用は行わないこと)
- (3) 使用者にはマスクの着用と、入館時の手洗いを徹底させること。
- (4) 一度の利用者は10人程度とし、利用者全員の身元確認（住所、氏名、連絡先）を確実にすること。（目安：会議室10人、大ホール20人、0.5人/畳）
- (5) 開催にあたり主催者や団体等の代表者が注意すべき点
 - ① 今、実施が必要か
 - ② 総会などは、書面での決議を積極的に取り入れ、時間短縮に努めること
 - ③ 複数人が閉鎖空間において長時間移動できない状態でないか、利用者同士が2m以上の間隔を空けているか（三密の回避）
 - ④ 感染した場合に重篤化が予想される方や妊婦の方、37度以上の発熱など風邪症状が見られる方を含んでいないか
 - ⑤ 前記④の方に参加自粛を要請しているか（また、この場合、代理出席ができないか）
 - ⑥ 委任状や代理出席の手法も取り入れるなど、会議の出席を強制しないこと。
- (6) 使用後は「使用申込書」コピーと「入館簿」を作成するとともに、専用綴りに保管し、速やかに確認可能なよう整備しておくこと。

※今後の感染状況を見ながら、適宜見直します。